

市心身障害者医療費助成

医療費受給者証の更新

身体障害者手帳4級、療育手帳B2をお持ちの人を対象とした市心身障害者医療費助成制度の受給者証（番号が502ではじまるもの）が新しくなります。7月1日以降に医療機関で受診するときは、必ず新しい受給者証を窓口で見せてください。

対象者（下表）に、新しい受給者証と更新申請書を、6月下旬に発送します。郵送された申請書は、必要事項を記入し、押印のうえ、同封の返信用封筒で必ず返信してください。

窓口での申請は混雑が予想されますので、返信用封筒をご利用ください。また、現在お持ちの受給者証は、7月以降は使えません。個人情報が出ないように細断し、ご自身で破棄してください。

詳しくは、国保医療課福祉医療・後期医療グループ（☎47-8140）へ。



対象者

身体障害者手帳4級、療育手帳B2をお持ちの人で、本人、扶養義務者が市民税非課税の人

国民健康保険料の納付方法  
いずれか選択を

世帯主が国民健康保険に加入していて、世帯内の国民健康保険加入者全員が65～74歳の場合は、10月からの国民健康保険料の納付方法について、「世帯主の年金からの引き落とし」または「口座振替」のいずれかを選択してください。

◆現在、納付書で納付している世帯

6月中旬に案内を郵送します。手続きがない場合、原則「世帯主の年金からの引き落とし」に切り替わります。「口座振替」を希望する人は、手続きが必要です。

◆現在、世帯主の年金からの引き落としの世帯

これまでどおり「世帯主の年金からの引き落とし」による納付となります。

◆現在、口座振替を利用し、保険料の未納がない世帯

これまでどおり「口座振替」による納付となります。

◆保険料の未納がある世帯（口座振替利用者を含む）

自動的に「世帯主の年金からの引き落とし」に切り替わります。

◆口座振替を希望する場合の手続きは・・・

6月30日までに、国保医療課、各地域事務所、各市民サービスセンターで手続きをしてください。  
【持ち物】①振替口座の預金通帳 ②通帳の届け印 ③被保険者証 ④納付書

【問合せ】 国保医療課国民健康保険グループ（☎47-8132）

年金引き落とし  
口座振替

マイナンバーカードの申請を受け付けています！

市は、マイナンバーカードの申請を受け付けています。同カードを作成すると、コンビニでの住民票や印鑑証明書の取得、一部の行政手続のオンライン申請などに利用できます。また、本人確認書類として利用することができるなど、大変便利です。詳しくは、窓口サービス課（☎47-8764）へ。

対象者	原則本人のみ（15歳未満は法定代理人が申請）
必要書類	①通知カード（紛失した場合は、ご相談ください） ②住民基本台帳カード（お持ちの人のみ） ③写真（縦4.5cm×横3.5cm） ※正面・無帽・無背景で、直近6か月以内に撮影したもの。裏面に氏名、生年月日を記入。窓口でのマイナンバー用顔写真撮影サービスも行っています ④次の本人確認書類（AまたはB） A 官公庁発行で顔写真付きの書類（原本）の場合…1点 運転免許証、住民基本台帳カード（顔写真付き）、パスポート、身体障害者手帳、在留カード など B 顔写真なしの書類（原本）の場合…2点 健康保険証、介護保険証、医療受給者証、年金手帳、預金通帳、学生証 など

マイナンバーカード交付・申請の夜間窓口

- ▶とき／6月16日（火）・18日（木） いずれも午後5時15分～7時30分
- ▶ところ／窓口サービス課

ご利用ください！  
証明書コンビニ交付サービス

- ▶利用時間／午前6時30分～午後11時 ※年末年始を除く
- ▶利用できる店舗／セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップなどのマルチコピー機を設置している店舗
- ▶発行できる証明書／【手数料：300円】住民票の写し、印鑑登録証明書、税証明書、戸籍の附票の写し 【手数料：450円】戸籍証明書
- ▶問合せ／窓口サービス課（☎47-8764）へ



市民税・県民税  
納税通知書を送付

令和2年度市民税・県民税税額決定納税通知書を、6月8日（予定）に発送します。内容をご確認のうえ、納期限までに納めてください。

今回送付する納税通知書は、普通徴収（自分で納付する）分と公的年金からの特別徴収（年金からの引き落とし）分です。

なお、給与からの特別徴収（給与からの引き落とし）分については、勤務先へ送付しましたので「令和2年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」を勤務先から受け取ってください。

詳しくは、課税課市民税グループ（☎47-8179）へ。



児童手当

現況届の提出は6月中に！

提出は返信用封筒をご利用ください

市は、児童手当の受給者を対象に、現況届を郵送します。必要事項を記入・押印し、返信用封筒（切手不要）で返信してください。

なお、公務員の場合は、職場での手続きとなります。

- ◆必要書類／現況届、申立書（同封されている人のみ）
- ◆提出期間／6月1～30日 ※提出がない場合は、6月分以降の手当を受給できません
- ◆問合せ／子育て支援課（☎47-7092）へ ※6月中は、土・日曜日でも問合せ可

子ども一人あたりの支給金額

区分		支給月額	
所得制限に該当しない人	3歳未満	15,000円	
	3歳以上 小学校修了前	第1・2子	10,000円
		第3子以降※	15,000円
所得制限に該当する人	中学生	10,000円	
	0歳～中学生	5,000円	

※子どもの人数は、18歳到達後の最初の3月31日までの間にある子どもの中で数えます

なお、令和元年中の所得が右表の所得額以上となる場合は、「特例給付」として、一律月額5,000円の支給となります。

扶養親族等の数	所得額	(参考)収入額
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960.0万円
4人	774万円	1,002.1万円
5人	812万円	1,042.1万円